

用 語

※本計画中で使用する用語の意味と正式名称

- **国民保護法**
武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律
(平成16年法律第112号)
- **国民保護法施行令**
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
(平成16年政令第275号)
- **基本指針**
国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定・国民保護法第32条)
- **県**
岡山県知事及びその他の執行機関
- **市**
玉野市長及びその他の執行機関
- **県国民保護計画**
岡山県の国民の保護に関する計画(国民保護法第34条) 岡山県国民保護計画
- **市国民保護計画**
玉野市の国民の保護に関する計画(国民保護法第35条)
- **対策本部**
武力攻撃事態等対策本部(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立及び国民の安全の確保に関する法律第10条)
- **県対策本部(県国民保護対策本部)**
岡山県国民保護対策本部(国民保護法第27条)
- **市対策本部(市国民保護対策本部)**
玉野市国民保護対策本部(国民保護法第27条)
- **生活関連等施設**
国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの及びその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設